商品概要説明書　　西日本シティ銀行

（2026年10月1日現在適用中）

1. 商品名	・資産運用パック　投資信託+円定期コース　退職金・相続金プラン
2. ご利用いただける方	①退職金（一時金）の受取後2年以内（受取日の24か月後の月の最終営業日まで）に退職金を原資として投資信託購入＋定期預金預入をする個人のお客さま ②金融機関（当行以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後2年以内（ご相続資産お受取り日の24ヶ月後の月の最終銀行営業日までお取扱いが可能）に、相続により取得した資産を原資として投資信託購入＋定期預金預入をする個人のお客さま
3. 期間	3か月
4. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位 (4)お預入れ口座	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・10万円以上（1円単位）で投資信託のご購入金額までかつ、「退職金受取額」の範囲内 ・1円単位 ・1,000万円以上のお預け入れの場合は、1明細10万円以上1,000万円未満の複数明細になります。 ・投資信託と本定期預金の同時預入かつ同一店の取引に限らせていただきます。
5. 払い戻し方法	・満期日以後に利息とともに払戻しいたします。
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払い頻度 (3)計算方法	 年5.0%（税引後年3.984%） ・金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日の同一預入期間のスーパー定期／スーパー定期300の店頭表示利率となります。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税
8. 手数料	－－－－－－－－－－
9. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。ただし、預入条件を満たす場合に限ります。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額　他の定期預金担保分を合算した金額の90%（最高500万円まで） 貸越利率　担保定期預金の約定利率＋0.5%
10. 期日前解約時のお取り扱い	・満期日前に解約する場合には、解約日における普通預金利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した利息とともに払戻しいたします。
11. 金利情報の入手方法	・当行インターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問い合わせください。
12. その他参考となる事項	・期日後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 【退職金】 ・お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金のお受取日と金額が確認できる書類原本のご提示と写しをいただきます。 【相続金】 ・下記1～3の確認書類原本のご提示と写しをいただきます。 1.お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 2.お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 3.金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ・この預金の満期後に再度この預金にお預け入れいただくことはできません。 ・ご入金はご本人名義に限らせていただきます。 ・ATM、NCBダイレクト、西日本シティ銀行アプリでのお預け入れはできません。 ・他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772